

和歌山大学システム工学部規則

制 定 平成 7年10月 2日

最終改正 令和 7年 4月10日

(趣旨)

第1条 和歌山大学システム工学部（以下「学部」という。）に関する事項は、和歌山大学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 システム工学部は、その理念「複数の領域の知識を身につけ、その知識を自ら活用することで、創造性を発揮し、様々な人とのコミュニケーションを通して、課題の探求と問題解決を行い、自然や人間社会に貢献できる専門的技術者・研究者を養成する」に即して、分野を横断する複数領域の知識を身につけ、その知識を自ら活用することにより、広い視野から時代の要請に応え、課題解決のできる研究者や技術者を養成する。

2 システム工学科は、広範な基本的教養及び専門の基盤となる幅広い知識、さらに工学に関する専門的知識を修得し、柔軟な専門性を持ち、産業構造の変化及び、オープンイノベーションに対応できる高度技術者を育成することを目的とする。

(教育課程)

第2条 教育課程は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び単位数)

第3条 学部が設ける授業科目及び単位数は、別に定める。

(臨時の開設授業科目)

第4条 学部長は、教授会の議を経て、臨時に授業科目を設けることができる。

第5条 (削除)

第6条 (削除)

(履修方法)

第7条 学生は、別に定める履修方法により、次に定める以上の単位を修得しなければならない。

システム工学科 124単位

2 編入学等を許可された者の履修方法等については、別に定める。

第8条 (削除)

(授業の方法)

第9条 授業は、講義、演習、実習、実験もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第10条 (削除)

第11条 (削除)

(卒業)

第12条 学生が本学部に所定の年限以上在学し、学科所定の授業科目を履修し、所定の単位以上を修得した場合は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第13条 学部卒業生には、学則及び学位規程の定めるところにより学士(工学)の学位が授与される。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成7年10月2日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月5日一部改正)

この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月15日一部改正)

- 1 この改正規則は、平成14年2月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年3月31日現在において、システム工学部に在籍している学生についての本規則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年9月16日一部改正)

この規則は、平成15年9月16日から施行し、平成15年7月25日から適用する。

附 則 (平成19年10月29日一部改正：法人和歌山大学規程第670号)

- 1 この改正規則は、平成19年10月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第797号)

この改正規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月24日一部改正：法人和歌山大学規程第960号)

- 1 この改正規則は、平成21年9月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1627号)

- 1 この改正規則は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに3年次に編入学する学生については、改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月13日一部改正：法人和歌山大学規程第2089号)

- 1 この改正規則は、平成30年9月13日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第8条の規定については、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2188号)

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の

属する年次に再入学、転入学又は編入学した学生については、改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2587号）

- 1 この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前に入学した学生及び令和5年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学、転入学又は編入学した学生については、改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2848号）

この改正規則は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。